

## 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

The Labour Year Book of Japan special ed.

## 第二編 産業報国会運動

## 第三章 産業報国会運動の展開

## 第三節 産報と大政翼賛会

戦時労働統制は「一般工場の常備労務者が会社工場を欠勤して日傭市場に出稼ぐ傾向」をひきおこし、また賃金統制令その他の極端な収奪体制は「労働力の維持・保全」と矛盾・破綻をきたし、産報運動はたえずその無能ぶりを非難された。

内務省警保局「社会運動の状況」(昭和一七年)には、つぎのような記述がみられる。

産業報国会は本年〔一九四二年〕中各種の運動を実施し表面上相当の成果を収めたる状況なるが、概して形式的運動並に整備に偏せるの感ありて本運動の成否を決すべき精神的指導訓練に関しては頗る徹底せざるものありたり。従って本年度後半期以降に於て労働情勢悪化するや産報運動は国民各層の批判の前に立ち相当苦慮せる処ありたる状況なり。産報不振を云々さるるに至りし主なる原因は中央本部の指導方法乃至事業計画が絢爛画一的にして事業の大小・業種・各支部並に単位産報会の実情に合致せざるもの多く、其の多くが形式的行事に墮しつつあること、各単位産報に積極的熱意気魄を有する有能適格なる指導者に乏しく殊に大事業場に於ては事務的乃至は機械的指導に終り易く小事業主に在りては全く無関心の者多き等指導上に欠陥あること、中央及道府県産報の専従役職員が積極的指導気魄を欠如し居ること並に部隊組織と各級懇談会とが有名無実にして其の機能を發揮し居らざること等にして一は地方各支部に於て中央産報に対する中央集権的画一行事を排して会費の地方還元並に地方実情に適應せる運動の企画実施及中央地方の人事交流等を要望するところとなり一は産報不振の原因として勤労者に対する心情把握の欠如にありと非難せられつつあり。

特に産報活動運営の中核実践部面たる単位産報の懇談会運営状況並に部隊組織等の状況を見るに概して不活発低調にして之を開催するも支部の通達事項を伝達する程度に過ぎず事業主側に在りては会員の意見発表発言を恐れて兎角之を忌避せんとし懇談事項の処理顛末の不適當なるもの、下意上達事項を曖昧にして黙殺せんとする傾向尠からず、又基本的生産組織として活用すべき部隊組織に於ても之が潤滑油的役割を果さしむべき組常会等の運営も低調にして勤労者側も又懇談会組常会を不平不満の発散所、運動条件改善の要求場所と為し居りたる状況なり。然れども比較的中級事業場に於ては労資一体となりて生産増強に対する労資間の活発なる論議を為し勤労精神の振起せるものありたるは注目すべき現象なり。

以上の如く本年度後半期に於て特に産報不振を云々する論議が活発に展開せられたるが、之が責任を悉く産報に帰せんとするの見解は妥當なるものと断言し得ざる実情にありたるものにして、労働者一般の勤労精神の欠如と就中事業主側の旧態依然たる利潤追求觀念に基く労務管理の低調が労働者の思想的悪化を招来し企業経営と産報運動の限界とも称すべき矛盾とが産報の活発なる運動展開を阻害せる主因なりと認めうる。而して労働者は此の間に処して生活必需物資の入手難、闇物価の横行等直接生活上の不利若は苦痛に直面せるや産報頼むに足らずと為し産報不満の底流的動向は明瞭に看取せらるるものありたる状況なり。

産報運動に対する要望又は不平不満の主なるものを要約すれば次の如し。

1 事業主側 (イ)中央の機構のみ麗々しく而も古手官吏の収容所の観あるため指導方針が一貫せず且形式に流れ実状に即せざるもの多し(ロ)本部の形式的事業が多すぎる故に運動が散漫となり効果が挙げぬ(ハ)本部の指導方針は地方事情業態別等を考慮せず全国画一的である為実行至難のものが多い(ニ)本部は形式的指導に関しては行過ぎる位だが一番大切な精神的訓練は等閑に附し居る嫌ひがある(ホ)本部の事業は大工場特に軍需工場偏重の嫌ひがある。時局柄或る程度迄は己むを得ないが、平和産業又は小工場にも産報のある事を考へて欲しい(ヘ)形式的な懇談会等は労働者を増長させる丈けだ。生産を阻害する虞のある形式的会合通牒等は考慮の要あり(ト)会社が営利会社である限り産報の指令通には動けぬ(チ)理論と行動の組織的一元化が必要だ(リ)本部の機構は必要に依り組織されたものでなく機構あるが為に仕事をしている嫌がある。

また、同じ資料によって、労働者のあいだでの産報にたいする不平不満の傾向をまとめてみると、つぎのとおりである。

第一に、「労務者の生活安定」こそが「能率増進の第一要件」なのだから、国民精神総動員式の運動などよりも、「宜しく産報は生活必需物資の配給部門に迄進出すべきだ」という雰囲気があった。

このような状態は、天皇主義者の発言にも影響し、たとえば秋田県のある町の翼賛壮年団副団長は、以下のように述べている。——「最近各工場共職工連は非常に怠業し不思議なる現象となって来た。之が原因を掘り下げて検討すると各工場共時局の波に乗って虚勢を張り横暴と為り雇傭人関係の親睦離間が漸次深刻化した結果で結局工場側の不純なる産報運用に帰する」と。

第二に、「若干の厚生施設や形式的の懇談会等で能事畢れりとする事業主が居る限り、運動の進展は望まれぬ」という見解も、強くなってきていた。

そのほか、「知識の低い一般労務者に縁の下の力持ち的存在を強制することは至難である」、「労務者の生活安定は能率増進の第一要件だ、宜しく産報は生活必需物資の配給部門に迄進出すべきだ」、「若干の厚生施設や形式的の懇談会等で能事畢れりとする事業主が居る限り、運動の進展は望まれぬ」、「懇談会等には何も謂はれぬ、結局会社の希望会議に終り陰で不平不満が醸成される」、「我等の産報と思へと謂っても、事業主一人の産報である現状では無理である」、「理論の時代は過ぎ実践の時代だと謂っても、理論を把握しなくては盲従となり効果は挙げぬ」、「会社が営利組織である限り正しい運動の進展は至難だ」などがあげられる。

とくに、深刻化しつつあった「青少年工不良化問題」については、一九四二年一〇月、東京に招集された産報青年隊長全国会議で、つぎのような決議がおこなわれている。これは、きわめて注目すべき動向であった。

#### 一、緊急たる対策

- 1 寄宿舎に寮母制の採用
- 2 給料差引表の作製及毎月親元に送付し、青少年に不相応の金銭を与へざること
- 3 金銭出納簿を作り必ず記入携帯すべし
- 4 青年学校の最終学年の査閲時の合格、不合格の強化
- 5 指導関係職員の資質の向上を図る
- 6 職長級の青少年指導の錬成
- 7 工員の私生活の指導並に青少年教化力の指導
- 8 補導委員会設置、職場外の指導徹底
- 9 服装規律の確立(ゲートル巻、隊名、姓名記入の胸章、隊章を付けること)——特に敬礼の厳格なる励行

10 母親教育—全家庭教育的たらしむ

11 早寝、早起の徹底

12 欠勤理由の確認

○設置要望

1 産報訓練所(東西一ヶ所) 2 寮母養成所

二、一般防止対策

第一号 情操的宗教方面の陶冶を重要すべし

1、文芸 2、音楽 3、芸能 4、敬神崇祖 5、映画演劇

第二号 家庭との連絡及生活に情味を与ふべし

1 寄宿舎に寮母の制度採用

2 寄宿舎に於て日本古来の行事を行ひ、故郷を偲ばせること

3 朝夕の行事後に必ず黙想、故郷に挨拶の時間を作ること

4 給料差引表を作成、毎月親元に送付し、青少年に不相応の金銭を与へぬこと

5 地域別父兄会の実行

6 職場に於ける郷土会の開催

7 故郷への定期的通信の奨励

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

発行 1965年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---